権利制限の一般規定に関する検討事項について(案)

平成21年9月

1. 権利制限の一般規定を導入する必要性について

(1) 権利制限の一般規定を導入していないことによる問題点について

個別規定の限定列挙方式を採用する現行法において、権利制限の一般規定を導入していないことによる問題点(具体的には、いわゆる「形式的権利侵害」に該当する利用行為の存在や、新規ビジネスへの萎縮効果の存在といった問題点等)が現実に生じているかどうか。

(2) 仮に問題が生じているとした場合、既存の個別規定の解釈論や、個別規定の改正等 による解決の可能性と限界について

仮に問題点が生じている場合であっても、既存の個別規定の拡大解釈・類推適用、 権利濫用、黙示的許諾、本質的特徴の直接感得論等、既存の個別規定等の解釈論、さ らには個別規定の改正、当事者間の協議等により解決できる可能性はあるのか。また、 このような解決手法には限界があるのか。

(3) 導入の必要性を考える場合に検討すべき事項について

- ① 権利者へ与える不利益について((1)との関係で)
 - 権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するという指摘についてはどうか。
 - 権利制限の一般規定を導入することにより権利者側の負担を増大させ、実質的な 公平性を欠く結果になる可能性があるという指摘についてはどうか。
 - 個人の著作権者に対して訴訟による事後的解決を求めることは、過大な負担を負わせるものであり、結果として権利者が泣き寝入りをせざるを得なくなるという指摘についてはどうか。

② 権利制限の一般規定の導入による経済的効果について

権利制限の一般規定を導入することにより大きな経済的効果が産まれるという指摘についてはどうか(米国 CCIA 調査報告書の分析等)。

③ 比較法的観点からの検討

○ 諸外国(米、英、独、仏等)においては、権利制限の一般規定について、どのような議論が行われているのか。権利制限の一般規定を導入していない国(独、仏等。なお、いわゆるフェアディーリング規定を導入している英国を含む。)においては、日本や米国等で問題となっている具体的事例に関して、どのような解決が図られているのか。米国型フェアユース規定を導入している諸外国及び地域(台湾等)において、

同規定はどの程度機能しているのか。

○ 権利制限の一般規定の導入は、諸外国の法制との間でバランスを欠くことにならないか。

④ 法社会学的見地からの検討

- (フェアユース規定を有する米国と異なり)訴訟を好まず、また、和解による解決を好む国民性を有する我が国においては、仮に権利制限の一般規定を導入しても有効に機能しないという指摘についてはどうか。
- 判例の蓄積がないまま、権利制限の一般規定を導入すれば混乱が生ずるのではないかという指摘についてはどうか。

⑤ 憲法学的見地からの検討

- 表現の自由(憲法第21条)と著作権との調整は、既存の個別規定のみで十分といえるか。表現の自由と著作権の調整という観点から権利制限の一般規定を導入する必要があるのではないかという指摘についてはどうか。
- 権利制限の一般規定の導入は、財産権の保護につき定める憲法第 29 条に照らして 問題はないかという指摘についてはどうか。

⑥ その他

2. 仮に権利制限の一般規定を導入するとした場合の検討課題について

(1)権利制限の一般規定の趣旨(目的)

権利制限の一般規定の趣旨(目的)につき、(i)いわゆる「形式的権利侵害」の事例につき適法の根拠規定を与えるため、(ii)予想できない技術の進歩に迅速に対応するため、(iii)新たなビジネスに挑戦しやすい法的環境を整えるため、など、いくつかの観点からの導入が考えられるが、いずれと捉えるのが適当か。

(2) 権利制限される利用行為の内容

- 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について、権利者の利益を不当に害しないという範囲内ではあるが、(i)いわゆる「形式的権利侵害」に該当する利用行為にとどめるのか、(ii)(i)を超える可能性のある利用行為(技術の進歩や新たなビジネスモデルに伴う利用行為)にも広げるのか、など、その範囲をどのように考えるのか。また、利用目的について制限を加える必要はあるのか。
- 権利制限の対象となる権利は、全ての支分権と考えてよいか。
- 権利制限される利用行為の内容を決める考慮要素については、(i)現行法で使用されている規定の文言、(ii)米国法におけるフェアユース規定の文言 (及び同規定に関する

裁判例における判断基準)、(iii)ベルヌ条約第9条第(2)項等の文言、などが参考になると考えるがどうか。

- 補償金支払等義務を合わせて設け、中間的な解決の余地を残すべきか。
- 現行法の下で裁判所が権利侵害と判断した利用行為が、権利制限の一般規定の導入により非侵害となりうると考えるのかどうか。
- 権利制限の一般規定により制限される利用行為かどうかについては、多数の具体的な事例を基に検討を重ね、行為の内容を精査するべきではないか。(これに対し、権利制限の一般規定の導入は、将来何が起こるか分からないところに一番のポイントがあることから、あまりそれにこだわる必要はないという指摘もある)。

(3) 規定のタイプについて

権利制限の一般規定の具体的な規定のタイプについて、(i)受け皿規定型、(ii)米国フェアユース型、(iii)英国フェアディーリング型、(iv)スリーステップ型、などのタイプが考えられるが、いずれのタイプが適当か。また、条文の位置はどこに置くのが適当か。

(4) 既存の個別規定等との関係

- 既存の個別規定により制限される利用行為と権利制限の一般規定により制限される利用行為との関係をどのように整理するか。権利制限の一般規定の導入に伴う個別規定の改正・見直しにつき検討する必要はないか。
- 権利制限の一般規定を導入する場合、導入後も、必要に応じて個別規定の追加を 行っていくのが適当か。
- 48 条 (出所の明示)、49 条 (複製物の目的外使用等)等との関係につきどう整理 すべきか。

(5) 関連条約との整合性

ベルヌ条約第9条第(2)項、WIPO 著作権条約第10条等に規定されるスリーステップ テスト(i)特別の場合、(ii)著作物の通常の利用を妨げない、(iii)著作者の正当な利益を 不当に害しない)との整合性をどう図るか。

(6) 著作者人格権との関係

権利制限の一般規定と著作者人格権との関係につき、どのように整理をすべきか。

(7) 強行法規性

権利制限の一般規定を強行法規化すべきか否か。

(8) 刑事罰との関係

憲法第31条(罪刑法定主義)の趣旨に照らして、どこまでの構成要件の明確化が必要となるか。

(9) 実効性・公平性担保のための環境整備

- 権利制限の一般規定を導入する場合、裁判による解決だけでは不十分であり、裁判外での簡易・迅速な解決手段の導入も合わせて検討すべきではないか。
- 権利制限の一般規定を導入する場合、仮に権利者側の負担が大きすぎ、実質的な 公平性は担保されないとすれば、損害賠償制度等に関し、権利者側の負担を軽減し、 実質的な公平性を担保する制度も合わせて検討されるべきではないか。
- 何らかのガイドラインを整備する必要があるのではないか。仮に整備する必要が ある場合、誰がどのようにこれを整備するのが適当か。

(10) その他

以上